第二十八条の見出しを「監理支援費」に改め、同条第一項中「監理団体は、監理事業」を「監理支援機関は、監理支援事業」に、「団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等、監理型育成就労外国人等」に改め、同条第二項中「監理団体は、」を削り、「監理事業」を「監理支援事業」に、「監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ」を「監理支援費をその」に改め、「上で」の下に「監理型育成就労実施者等から」を加える。

第二十九条第一項中「第二十三条第一項の」を削り、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同条第二項中「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第三十条中「監理許可」を「許可」に改める。

第三十一条第一項中「第二十三条第一項の」を削り、「更新された有効期間」の下に「。以下この条において同じ。」を、「翌日」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、「期間であって監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、許可の申請（次項の規定による許可の有効期間の更新の申請を含む。）があった場合において、当該申請を行った者が監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の遂行に関して主務省令で定める基準に適合している者であると主務大臣が認めるときは、当該許可の日から起算して五年を下らない政令で定める期間とする。

第三十一条第二項を次のように改める。

２　許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る監理支援事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

第三十一条第三項中「当該申請」の下に「を行った者」を加える。

第三十二条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「監理団体」を「監理支援機関」に改め、「（第四号を除く。）」を削り、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項」を「第一項」に、「第十八条」を「第八条の三」に、「、第五項」を「、第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三条の見出し中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「実習監理」を「監理支援」に、「団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習」を「監理型育成就労実施者が監理型育成就労」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第八条の三」に改める。

第三十四条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に、「実習監理を行う団体監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習」を「監理支援を行う監理型育成就労実施者に係る監理型育成就労」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第八条の三」に改める。

第三十五条第一項中「団体監理型技能実習関係者」を「監理型育成就労関係者」に、「監理団体等」を「監理支援機関等」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に、「に関係者」を「に、関係者」に、「団体監理型技能実習に」を「監理型育成就労に」に改める。

第三十六条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第三十七条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理許可」を「許可」に改め、同項第五号及び同条第二項を削り、同条第三項中「監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号まで」を「監理支援機関が前項第一号、第三号又は第四号」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更」を「許可の取消し」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十八条中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第三十九条の見出しを「（認定育成就労計画に従い、当該監理型育成就労外国人に係る監理型育成就労の監理支援を行わなければならない。

監理支援機関は、認定育成就労計画に従い、当該監理型育成就労外国人に係る監理型育成就労の監理支援を行わなければならない。

第三十九条第二項中「監理団体は、その実習監理」を「監理支援機関は、その監理支援」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に、「団体監理型技能実習生が修得等をした技能等」を「監理型育成就労外国人が修得した技能」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「監理団体は、団体監理型技能実習」を「監理支援機関は、監理型育成就労」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　監理支援機関は、主務省令で定める基準に従い、第八条の四項第五項並びに第五十一条第一項及び第二項に規定する措置その他の必要な措置を適切に行わなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

５　監理支援機関は、監理型育成就労実施者と主務省令で定める密接な関係を有する役員又は職員を、前各項に規定する業務のうち主務省令で定めるものの実施に関わらせてはならない。

第四十条の見出しを「（監理支援責任者の設置等）」に改め、同条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に、「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同項第一号中「団体監理型技能実習生」を「監理型育成就労外国人」に改め、同項第二号中「団体監理型技能実習生の技能等の修得等」を「監理型育成就労外国人の技能の修得」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に改め、同項第三号中「技能実習生の保護その他監理型育成就労外国人」に改め、同項第四号中「団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人」に、「第九条第七号」を「第九条第一項第六号及び同条第二項第五号」に改め、同項第六号中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第二項中「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同条第三項及び第四項中「監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習」を「監理支援機関は、監理型育成就労実施者が、監理型育成就労」に、「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同条第五項中「監理団体」を「監理支援機関」に改める。

第四十一条中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第四十二条第一項中「監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者」を「監理支援機関は、その監理型育成就労実施者が、監理型育成就労外国人等に対する技能実習に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九条第七号に規定する監理型育成就労外国人等（以下単に「監理型育成就労外国人等」という。）に対する監理支援を行う監理型育成就労実施者」に、「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前条第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出」とあるのは「第四十二条第一項の規定による監査報告書の提出又は同条第二項の規定による事業報告書の提出」と、「申出又は届出を」とあるのは「監査報告書又は事業報告書の提出を」と、同条第三項中「申出又は届出」とあるのは「監査報告書又は事業報告書」と、「その旨」とあるのは「その旨及び当該監査報告書又は当該事業報告書の内容」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に、「団体監理型実習実施者等」を「監理型育成就労実施者等」に、「団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労外国人等」に改め、同条第二項中「監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等」に改める。

第四十四条中「監理団体」を「監理支援機関」に改める。

第四十五条中「監理団体の」を削る。

「第三節　技能実習生の保護」を「第三節　育成就労外国人の保護」に改める。

第四十六条中「実習監理を」を「監理支援機関その他の監理支援を」に、「実習監理者」を「監理支援者等」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「技能実習を」を「育成就労を」に改める。